

河 整 第 1 6 8 5 号  
令 和 0 5 年 0 1 月 3 1 日

国土交通大臣 殿

大阪府知事

社会資本総合整備計画について

「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第1第1項に基づき、別添のとおり社会資本総合整備計画を取りまとめたので提出する。

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和05年01月31日

計画の名称	南海トラフ地震・大型台風をはじめとした総合的な津波・高潮対策の推進（第3期）（防災・安全）緊急対策												
計画の期間	令和05年度～令和09年度（5年間）										重点配分対象の該当	○	
交付対象	大阪府,大阪市												
計画の目標	<p>近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震や、強化傾向にある台風など、昨今我が国を取り巻く自然災害の発生リスクが高まっている状況にある。</p> <p>大阪湾沿岸部には、広大な海拔ゼロメートル地帯に人口・資産や高度な都市機能が集積しており、津波等によりひとたび浸水が発生すると、甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活、経済活動に極めて深刻な影響が生じる恐れがある。</p> <p>なかでも本計画では、喫緊の課題である南海トラフ地震対策を主として、防潮堤の耐震、耐波、高潮対策等を総合的に実施する。</p>												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	4,760	A	4,760	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (R5当初)	中間目標値	最終目標値 (R9末)
1	【大阪市港湾】防潮堤の耐震改修を実施し、南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域における津波による背後地の浸水面積の低減させる。 防潮堤の耐震改修 浸水区域面積	11000ha	ha	5300ha
2	【大阪市港湾】防潮堤の破堤防止対策を実施し、南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域における津波による背後地の浸水面積の低減させる。 防潮堤の耐震改修 浸水区域面積	11000ha	ha	5300ha
3	【大阪府港湾】大阪府地域防災計画に基づき、南海トラフ巨大地震により止水機能の喪失が想定される水門、樋門等について、所定の機能を発揮できるように機能高度化を実施し、確実な操作と操作従事者の安全を確保する。 機能高度化の実施により、安全かつ確実な操作が可能となる操作従事者の割合 機能高度化を実施した施設数 / 機能高度化が必要となる施設数	46%	%	100%
4	【大阪市河川】大阪市地域防災計画に基づき、河川施設の耐震化、事前防災・減災の考え方に立った対策を図り、市民の命と暮らしを守るインフラを再構築する。 浸水区域面積	7100ha	ha	1900ha
5	【大阪府河川】南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域における津波による背後地の浸水面積の低減 浸水区域面積	11000ha	ha	5300ha

備考等	個別施設計画を含む	○	国土強靱化を含む	○	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	×	避難行動要支援者名簿の提供	○
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---	---------------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R05	R06	R07	R08	R09				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
河川事業	A03-001	河川	一般	大阪府	直接	大阪府	地震高潮(2)	-	西大阪地区 地震・高潮対策河川事業(津波・高潮対策)	安治川、尻無川、木津川、六軒家川 防潮堤耐震補強、水門新設・耐震補強・改修	大阪市						850		-	
	A03-002	河川	一般	大阪府	直接	大阪府	地震高潮(2)	-	大阪地区 地震・高潮対策河川事業(津波・高潮対策)	寝屋川 水門耐震補強・改修	大阪市						150		-	
	A03-003	河川	一般	大阪市	直接	大阪市	地震高潮(2)	-	西大阪地区地震・高潮対策河川事業(耐震対策)(道頓堀川)	護岸(L=1,550m)	大阪市						700		-	
											小計							1,700		
海岸事業	A09-004	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	津高	水国	泉州海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業	遠隔監視化対策 N=6基	岸和田市、阪南市、岬町						140		-	
	A09-005	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	津高	港湾	尾崎港海岸外津波・高潮危機管理対策緊急事業	遠隔監視化対策 N=8基、非常電源対策等 N=13基	阪南市、岬町						380		-	

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R05	R06	R07	R08	R09			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
海岸事業	A09-006	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	津高	水国	泉州海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸保全基本計画の変更	堺,高石,泉大津,岸和田,貝塚,阪南,岬 外						60	-	
	A09-007	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	津高	港湾	堺泉北港海岸外津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸保全基本計画の変更	堺,泉大津,忠岡,岸和田,貝塚,泉佐野,阪南,岬						40	-	
	A09-008	海岸	一般	大阪市	直接	大阪市	高潮	港湾	大阪港海岸高潮対策事業	堤防補強 L=300m	大阪市						2,000	-	
	A09-009	海岸	一般	大阪市	直接	大阪市	津高	港湾	大阪港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業	破堤防止 L=100m	大阪市						400	-	
	A09-010	海岸	一般	大阪市	直接	大阪市	津高	港湾	大阪港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸保全基本計画の変更	大阪市						40	-	
											小計						3,060		
											合計						4,760		

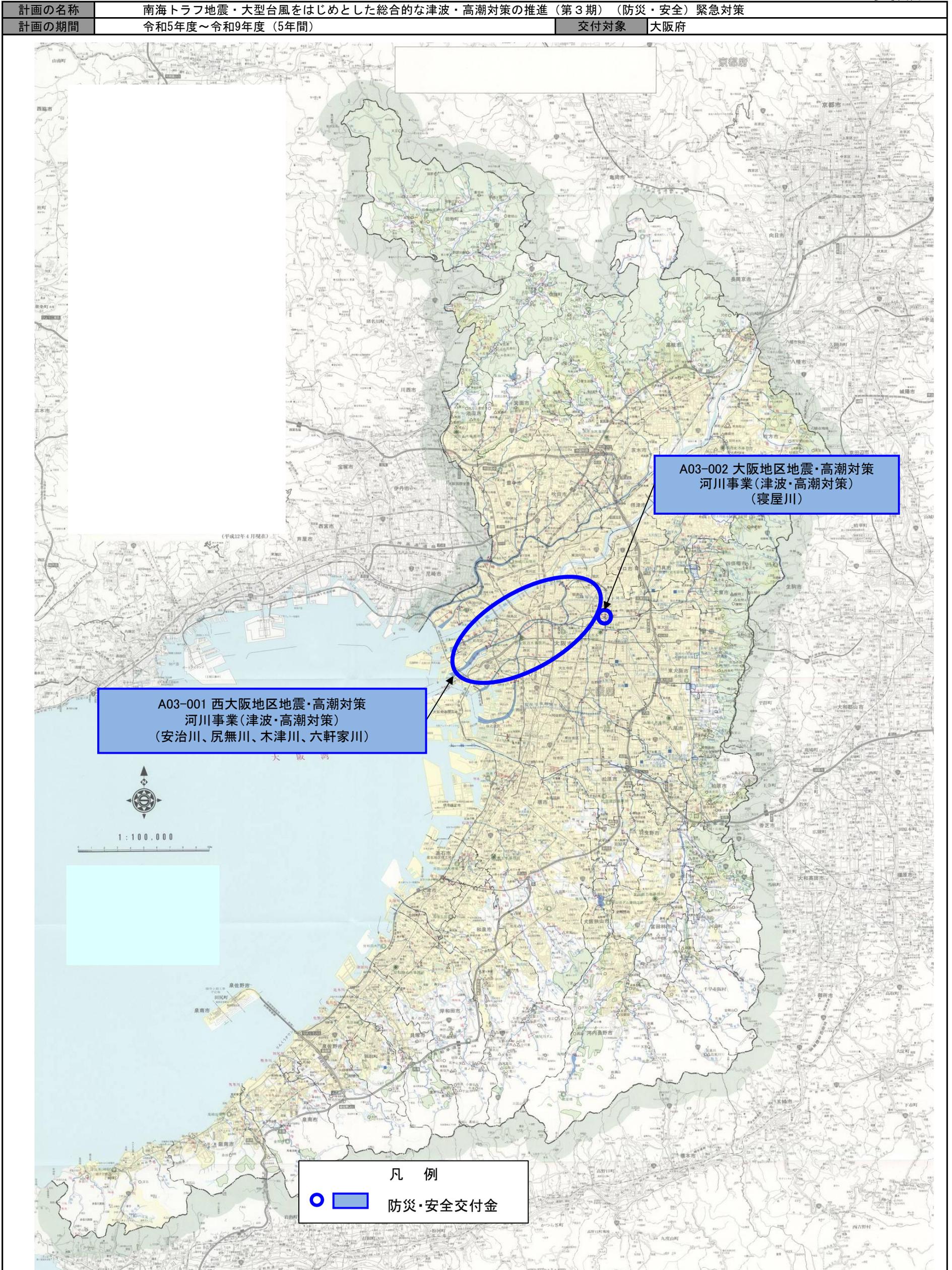
## 事前評価チェックシート

計画の名称： 南海トラフ地震・大型台風をはじめとした総合的な津波・高潮対策の推進（第3期）（防災・安全）緊急対策

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性が高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 指標・数値目標が府民にとってわかりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 計画的な事業推進が図られる事業構成となっている。	○
III. 計画の実現可能性 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
III. 計画の実現可能性 事業実施のための環境整備が図られている。	○
I. 目標の妥当性 事業実施に当たり、地域住民との間で合意形成がなされている。	○

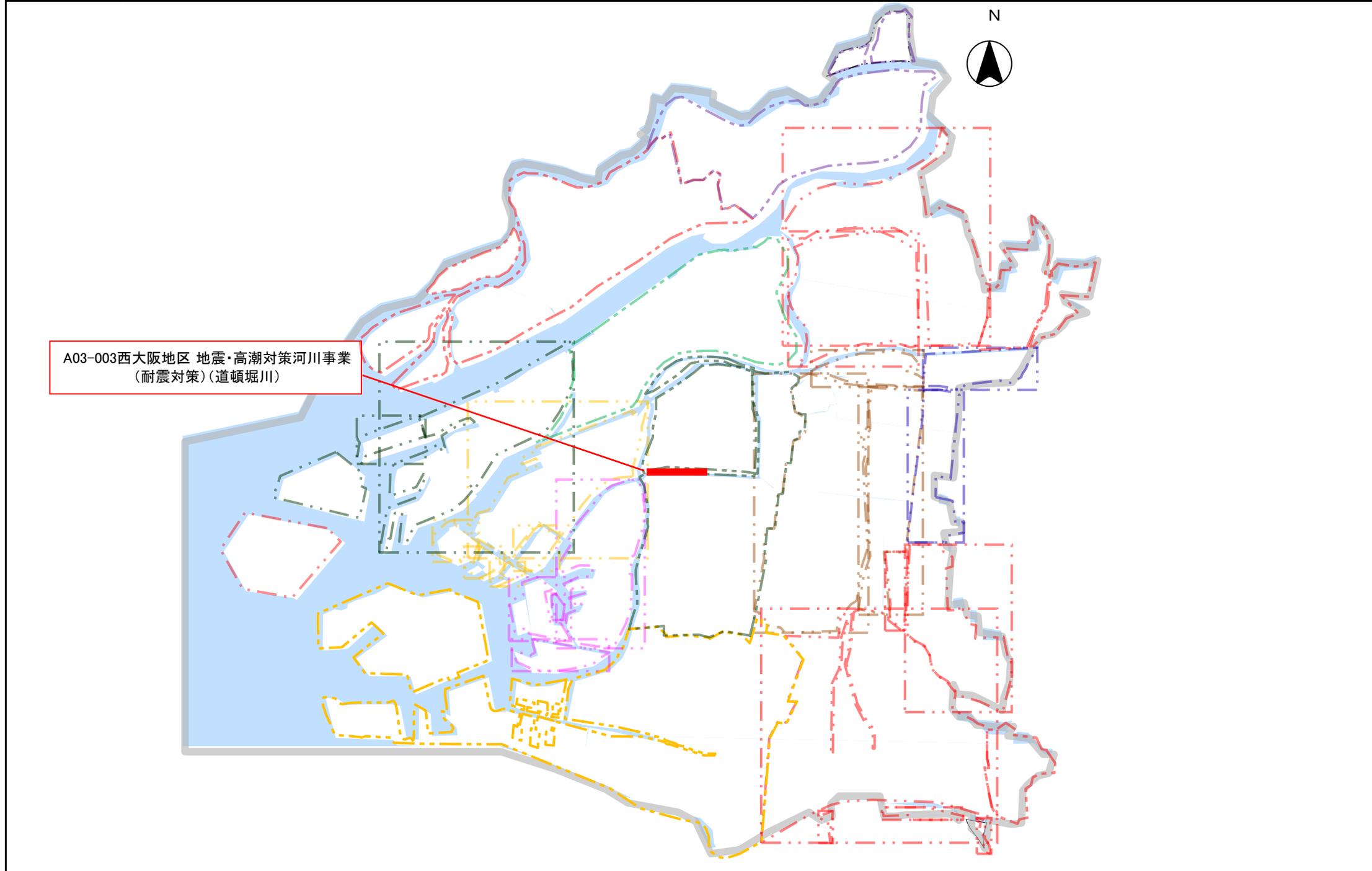
(参考図面)

参考図面

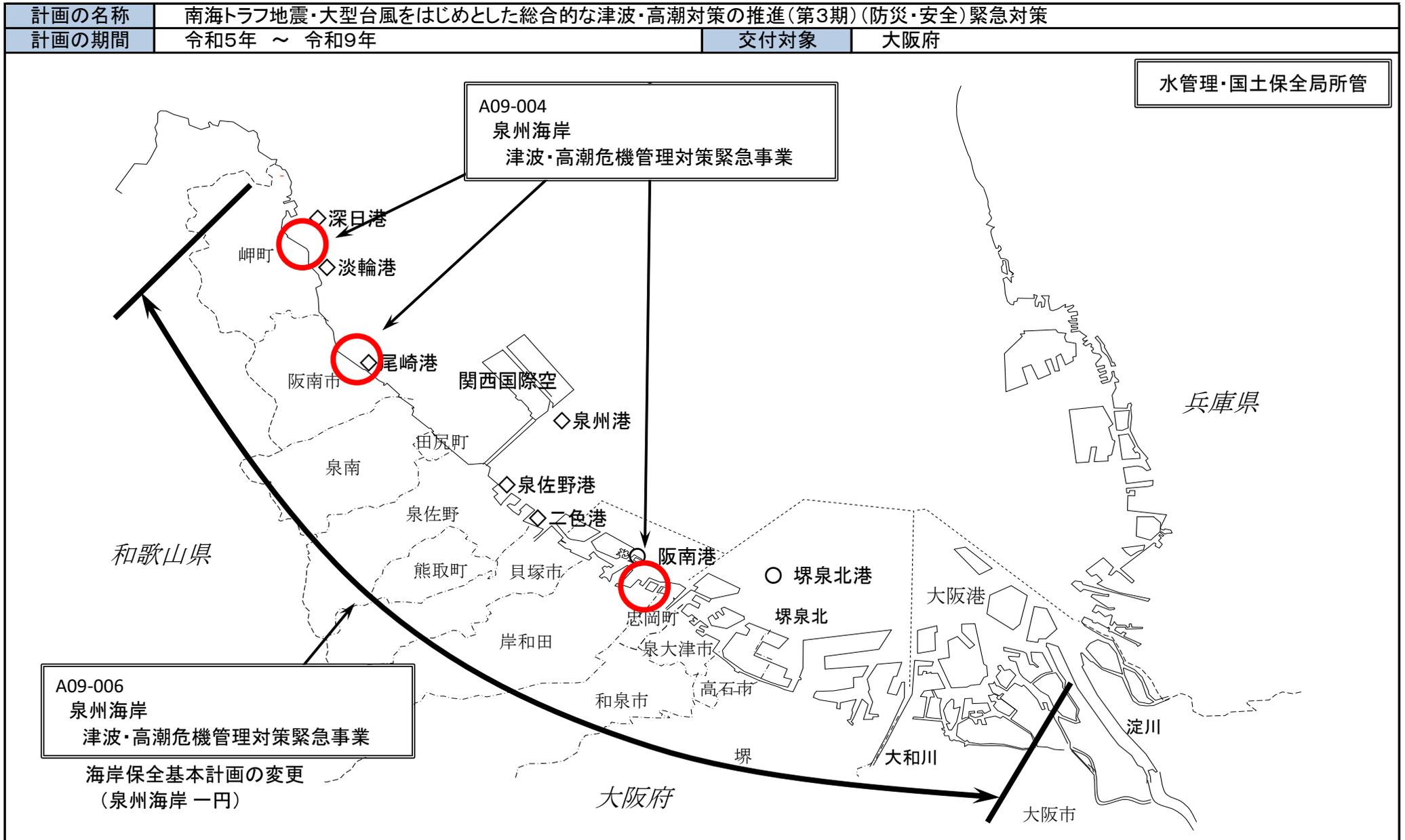


(参考図面)

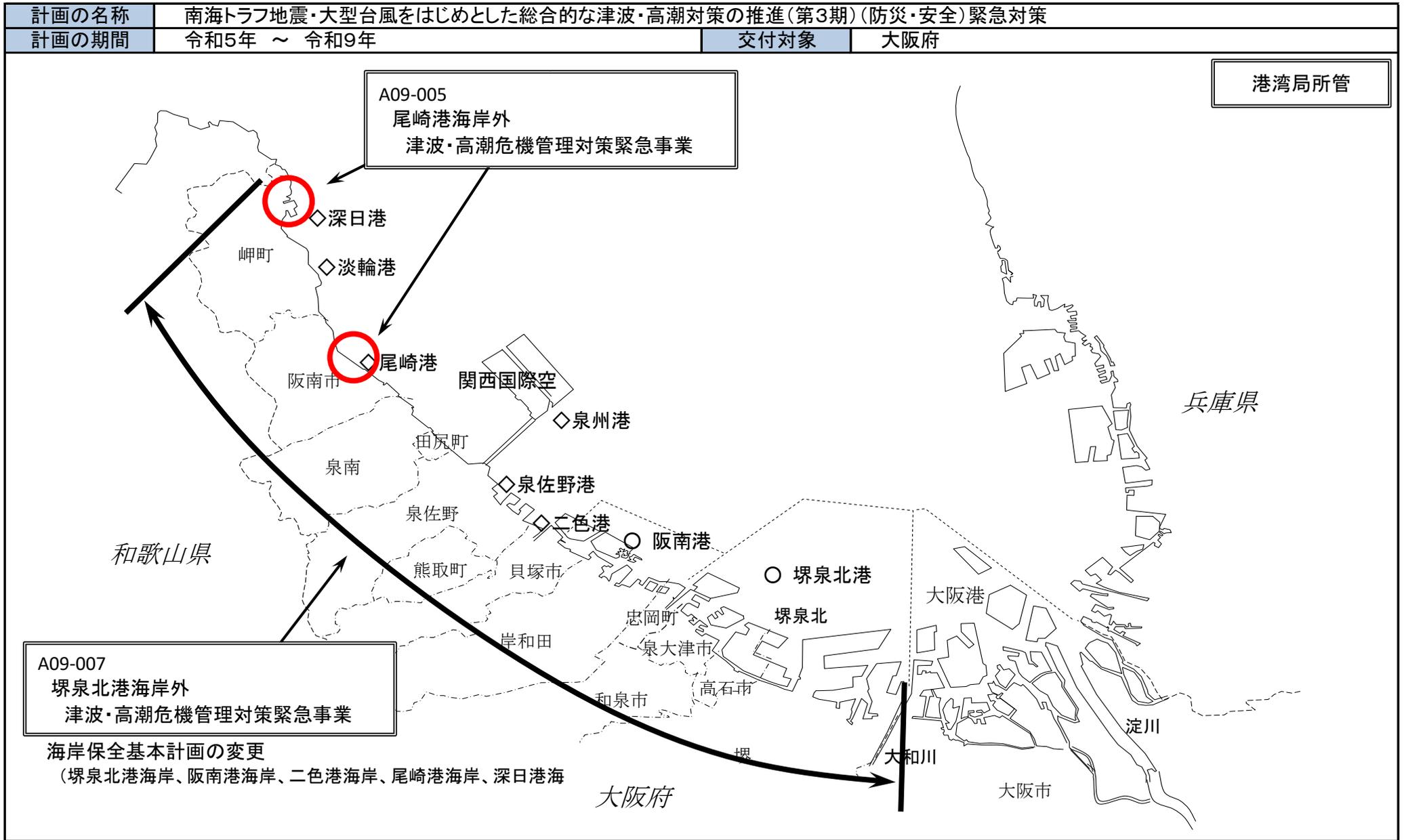
計画の名称	南海トラフ地震・大型台風をはじめとした総合的な津波・高潮対策の推進（第3期）（防災・安全）緊急対策		
計画の期間	令和5年度～令和9年度（5年間）	交付対象	大阪府、大阪市



(参考図面) 社会資本総合整備計画



(参考図面) 社会資本総合整備計画



計画の名称 南海トラフ地震・大型台風をはじめとした総合的な津波・高潮対策の推進（第3期）（防災・安全）緊急対策

計画の期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

交付対象 大阪府、大阪市

- A09-008 大阪港海岸高潮対策事業（堤防補強）
- A09-009 大阪港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業（破堤防止）
- A09-010 大阪港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業（海岸保全基本計画の変更）



A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(此花区常吉地区)

A09-008 堤防補強  
A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(此花区本土地区)

A09-008 堤防補強  
A09-009 破堤防止  
A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(港区本土地区)

A09-010  
海岸保全基本計画の変更  
(大正区本土地区)

A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(港区埠頭地区)

A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(大正区鶴町地区)

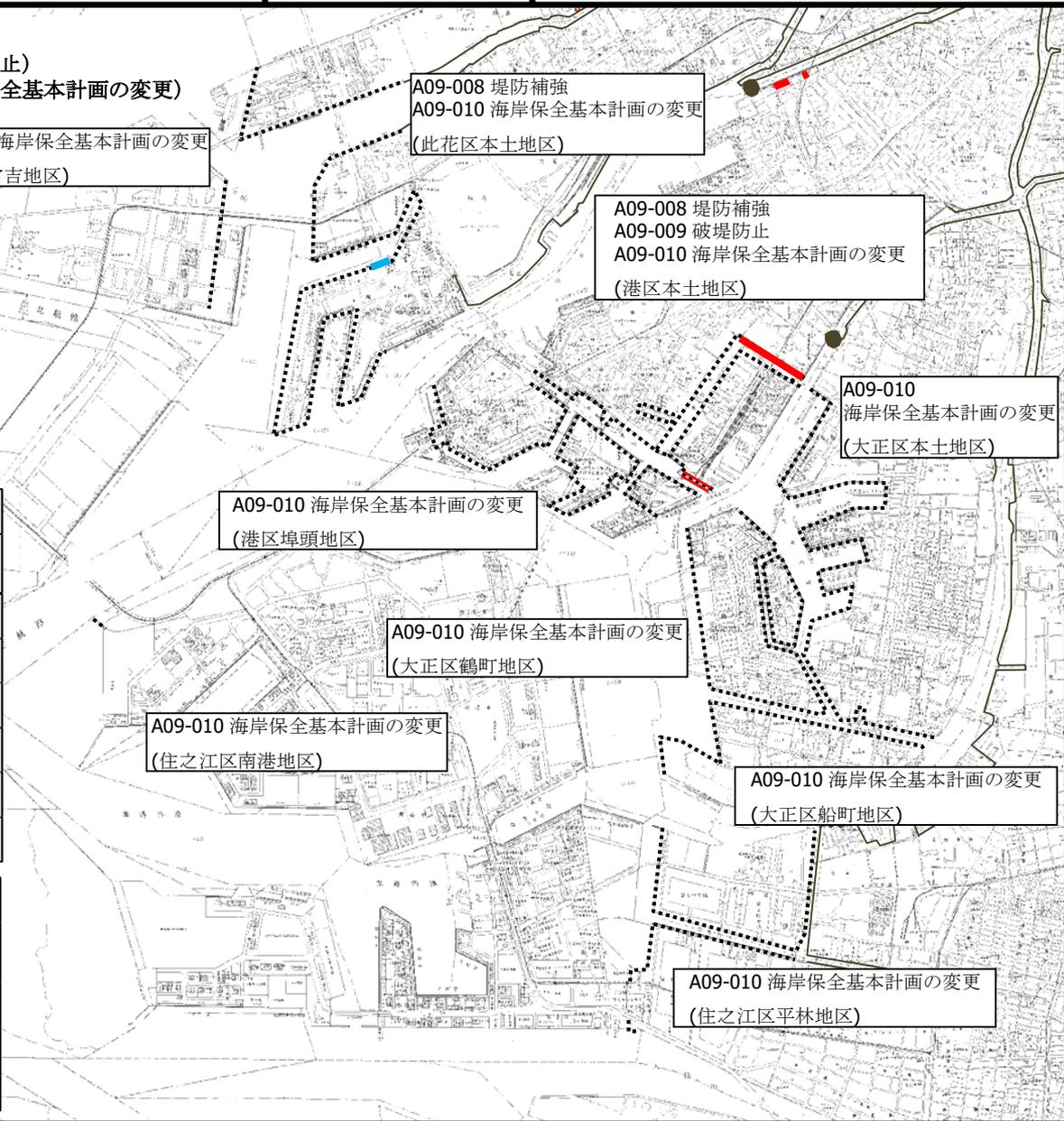
A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(住之江区南港地区)

A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(大正区船町地区)

A09-010 海岸保全基本計画の変更  
(住之江区平林地区)

凡例		
A09-008 (堤防補強)	A09-009 (破堤防止)	区域名
		此花区本土地区
		港区本土地区
		港区埠頭地区
		大正区本土地区
		大正区鶴町地区
		大正区船町地区

凡例	
A09-010 (海岸保全基本計画の変更)	区域名
	此花区常吉地区、此花区本土地区、港区本土地区、港区埠頭地区、大正区本土地区、大正区鶴町地区、大正区船町地区、住之江区平林地区、住之江区南港地区



(別記様式第2号)

## 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画総括表

海岸名	実施内容等	総事業費(千円)		実施予定 期間	備考
		ソフト	ハード		
泉州海岸 A09-004	尾崎地区外 門扉・樋門等 遠隔監視化対策 N=6基		140,000	R5~R8	緊急時に門扉等を確実に閉鎖するため
	小計		140,000		
尾崎港海岸外 A09-005	尾崎地区外 門扉・樋門等 遠隔監視化対策 N=8基		190,000	R5~R8	緊急時に門扉等を確実に閉鎖するため
	尾崎地区外 門扉・樋門等 非常電源対策等 N=13基		190,000	R5~R8	電動化済施設において電力供給停止時に電源等の確保のため
	小計		380,000		
泉州海岸 A09-006	海岸保全基本計画の変更	60,000		R5~R8	気候変動を踏まえた海岸保全施設の必要高さ等の見直しのため
	小計	60,000			
堺泉北港海岸外 A09-007	海岸保全基本計画の変更	40,000		R5~R8	気候変動を踏まえた海岸保全施設の必要高さ等の見直しのため
	小計	40,000			
合計		100,000	520,000		16.1% = ソフト費用 / 総事業費

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、すべて記入すること。なお本票に記載された海岸は別記様式3号により海岸毎の事業計画を作成すること。  
2 施設名等には、実施する項目(例えば、護岸破堤防止、ハザードマップ作成支援等)を記載すること。なおハザードマップ作成支援は、津波・高潮の別を明記すること(津波ハザードマップ作成支援)等)。  
3 実施内容等欄には、整備内容を完結に記載すること。 4 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。 5 備考欄には事業実施の必要性を記載すること。  
6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用(耐震調査等ハザードマップ作成支援経費)の割合を示すこと。  
7 海岸毎の事業計画については、別記様式3に詳細に記載すること。 8 上段の括弧書きは変更前を示す。

(別記様式第3号)

## 泉州海岸 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	水管理・国土保全局	管理者名	大阪府知事			
沿岸名	事業施行箇所		海岸保全区域指定		財源負担割合			
大阪湾	岸和田市春木大黒町地内（忠岡岸和田地区） 阪南市尾崎地内（尾崎地区） 岬町淡輪地内（岬町長松地区）		昭和44年4月14日（忠岡岸和田地区） 昭和42年12月6日（尾崎地区） 昭和34年12月21日（長松地区）		国 50	都道府県 50	地町村	その他
海岸の概要	（南海トラフ地震防災対策推進地域）		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
<p>忠岡岸和田地区は、大阪臨海線忠岡進入路三叉路南西側より春木川右岸に至る平均巾5m、延長2850mの区域である。前面は大阪臨海線が通過し、木材コンビナートが建設されている。尾崎地区は、防潮堤前面に数カ所の防波堤が築造されたため、海浜地がかなり多く、また今後の台風に加え昭和45年～47年にかけて、堤防補強工事で防波堤の嵩上OP+6m、また消波工等の工事を行った。長松地区は番川左岸突堤基部北角から西南に延長1529mの区域で、前面には数カ所の防波堤が築造され、区域内の一部は天然海岸となっている。</p> <p>一方、本府が所管する海岸保全施設である門扉・樋門等の設備について、開閉の際には現地に赴き操作をする必要があるが、緊急時には、操作員が所定時間内に現地に到着できない可能性及び到着後に操作が完了せずに退避する可能性があり、非常時に備える目的で設備を遠隔監視化する必要が生じている。</p>			室戸台風 (S9)	海岸延長 (m)	浸水域人口 (任)	浸水面積 (ha)	その他成果目標	
			ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	4,174	12,621	217	門扉・樋門の遠隔監視を行うことにより、人的被害を限りなくゼロに近づけることを目指す。	
事業の概要	門扉・樋門等の開閉確認を遠隔で行う設備を設置する。		計画における位置づけ	大阪府地域防災計画				
計画の内訳	実施予定期間	令和5年度から令和7年度	計画総事業費	186,000千円（うち耐震調査等のソフト経費 0千円）				
	施設名等	整備内容	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性			
	門扉・樋門	遠隔監視化 N=6基	140,000	令和5年度～令和7年度	緊急時に早急かつ確実に門扉・樋門等の設備を閉鎖させるために必要な事業である。			
	合計		140,000					
関連ソフト施策		府下沿岸市町と連携して防災訓練（参集、施設操作情報伝達等）を年2回（9月、1月）行っている。						

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

(別記様式第3号)

## 尾崎港海岸外 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名		大阪府	所管名		港湾局	管理者名		大阪府知事			
沿岸名		事業施行箇所			海岸保全区域指定			財源負担割合			
大阪湾		大阪市尾崎地内（尾崎地区） 岬町多奈川地内（谷川東地区） 岬町多奈川地内（谷川地区）			昭和42年12月 6日（尾崎地区） 昭和39年 6月17日（谷川東地区） 昭和48年11月 9日（谷川地区）			国 50	都道府県 50	地町村	その他
海岸の概要		（南海トラフ地震防災対策推進地域）			被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
<p>尾崎地区は阪南港と深日港の中間に位置し、延長1081mの区域で陸地の方へ掘り込んだ港である。その港内は静穏で航行船舶の寄港地避難港として重要な地位を占めている。谷川東地区は旧多奈川港北防波堤基部から南方に942mの区域で、掘り込み式の静穏な港で、-3m泊地17300㎡を有し、岸和田、和歌山間の避難港として利用されている。谷川地区は岬町多奈川2926番地先から西方に延長784mの区域で、中間には巾着30mの落合川が流れ、また旧多奈川港が昔の姿で残されている。</p> <p>一方、本府が所管する海岸保全施設である門扉・陸開等の設備について、開閉の際には現地に赴き操作をする必要があるが、緊急時においては、操作員が所定時間内に現地に到着できない可能性及び到着後に操作が完了せず退避する可能性があり、非常時に備える目的で設備を遠隔監視化する必要が生じている。</p>				被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標					
				室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)		海岸延長 (m)	浸水域人口 (任)	浸水面積 (ha)	その他成果目標		
				3,700		2,382		11		門扉・樋門の遠隔監視を行うことにより、人的被害を限りなくゼロに近づけることを目指す。	
事業の概要					計画における位置づけ						
		門扉・樋門等の開閉確認を遠隔で行う設備を設置する。			大阪府地域防災計画						
計画の内訳	実施予定期間		令和5年度から令和7年度		計画総事業費						
	施設名等		整備内容		事業費（千円）		整備予定期間		整備の必要性		
	門扉・樋門		遠隔監視化 N=8基		190,000		令和5年度～令和7年度		緊急時に早急かつ確実に門扉・樋門等の設備を閉鎖させるために必要な事業である。		
合計				190,000							
関連ソフト施策		府下沿岸市町と連携して防災訓練（参集、施設操作情報伝達等）を年2回（9月、1月）行っている。									

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

(別記様式第3号)

## 尾崎港海岸外 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	港湾局	管理者名	大阪府知事		
沿岸名	事業施行箇所		海岸保全区域指定		財源負担割合		
大阪湾	阪南市尾崎地内（尾崎地区） 岬町多奈川地内（谷川東地区） 岬町多奈川地内（谷川地区）		昭和42年12月6日（尾崎地区） 昭和39年6月17日（谷川東地区） 昭和48年11月9日（谷川地区）		国 50	都道府県 50	地町村 その他
海岸の概要	（南海トラフ地震防災対策推進地域）		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
尾崎地区は阪南港と深日港の中間に位置し、延長1081mの区域で陸地の方へ掘り込んだ港である。その港内は静穏で航行船舶の寄港地避難港として重要な地位を占めている。谷川東地区は旧多奈川港北防波堤基部から南方に942mの区域で、掘り込み式の静穏な港で、-3m泊地17300㎡を有し、岸和田、和歌山間の避難港として利用されている。谷川地区は岬町多奈川2926番地先から西方に延長784mの区域で、中間には巾員30mの落合川が流れ、また旧多奈川港が昔の姿で残されている。 一方、重要インフラ緊急点検において、本府が所管する海岸保全施設である門扉・陸開等の設備について電動化済施設の電力供給停止時の電源等の確保状況を点検した結果、予備発電設備が設置されていない設備が確認されたため、非常時に備える目的で予備発電設備を設置する必要が生じている。			室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長 (m)  2,718	浸水域人口 (任)  1,610	浸水面積 (ha)  8	その他成果目標  門扉・樋門等の電力供給停止時の電源確保により、人的被害を限りなくゼロに近づけることを目指す。
事業の概要	電動化済施設の電力供給停止時の電源等の確保を行う。		計画における位置づけ	大阪府地域防災計画			
計画の内訳	実施予定期間	令和5年度から令和7年度	計画総事業費	236,000千円（うち耐震調査等のソフト経費 0千円）			
	施設名等	整備内容	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性		
	門扉・樋門	非常電源対策等 N=13基	190,000	令和5年度～令和7年度	緊急時に早急かつ確実に門扉・樋門等の設備を閉鎖させるために必要な事業である。		
	合計		190,000				
関連ソフト施策	府下沿岸市町と連携して防災訓練（参集、施設操作情報伝達等）を年2回（9月、1月）行っている。						

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

(別記様式第3号)

## 泉州海岸 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	水管理・国土保全局	管理者名	大阪府知事			
沿岸名	事業施行箇所		海岸保全区域指定		財源負担割合			
大阪湾	堺市、高石市、泉大津市、忠岡市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、忠岡町、泉南市、阪南市、岬町				国 50	都道府県 50	地町村	その他
海岸の概要	(南海トラフ地震防災対策推進地域)		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
平成30年台風第21号や令和元年台風第15号を契機に、想定を超える高波・高潮・暴風が来襲した場合でも被害を軽減させるため、国土交通省が委員会を発足させ検討を行ったところ、波浪について、設定後20年以上経過している港湾が多数確認されていることから、最新の波浪観測データを収集し、主要な海岸保全施設を対象に波浪や高潮に対する必要高さを照査することが必要であることが示された。それを基に国土交通省は海岸保全基本方針を令和2年11月変更した。 海岸法第2条の3によると、都道府県知事は、国の海岸保全基本方針に基づいて海岸保全基本計画を定めなければならない。よって、大阪府においても、海岸保全基本計画を変更する必要がある。			室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長 (m)	浸水域人口 (人)	浸水面積 (ha)	その他成果目標	
事業の概要			計画における位置づけ					
海岸保全基本計画の計画変更			海岸法					
計画の内訳	実施予定期間	令和5年度から令和7年度	計画総事業費	84,000千円				
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性			
	大阪湾全体	海岸保全基本計画変更	60,000	令和5年度～令和7年度	気候変動を踏まえた、海岸保全施設の必要高さの見直し			
	合計		60,000					
関連ソフト施策		府下沿岸市町と連携して防災訓練(参集、施設操作情報伝達等)を年2回(9月、1月)行っている。						

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

(別記様式第3号)

## 堺泉北港海岸外 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	港湾局	管理者名	大阪府知事			
沿岸名	事業施行箇所		海岸保全区域指定		財源負担割合			
大阪湾	堺市、高石市、泉大津市、忠岡市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、忠岡町、泉南市、阪南市、岬町				国 50	都道府県 50	地町村	その他
海岸の概要	(南海トラフ地震防災対策推進地域)		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
平成30年台風第21号や令和元年台風第15号を契機に、想定を超える高波・高潮・暴風が来襲した場合でも被害を軽減させるため、国土交通省が委員会を発足させ検討を行ったところ、波浪について、設定後20年以上経過している港湾が多数確認されていることから、最新の波浪観測データを収集し、主要な海岸保全施設を対象に波浪や高潮に対する必要高さを照査することが必要であることが示された。それを基に国土交通省は海岸保全基本方針を令和2年11月変更した。 海岸法第2条の3によると、都道府県知事は、国の海岸保全基本方針に基づいて海岸保全基本計画を定めなければならない。よって、大阪府においても、海岸保全基本計画を変更する必要がある。			室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長 (m)	浸水域人口 (任)	浸水面積 (ha)	その他成果目標	
事業の概要			計画における位置づけ					
海岸保全基本計画の計画変更			海岸法					
計画の内訳	実施予定期間	令和5年度から令和7年度	計画総事業費	66,000千円				
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性			
	大阪湾全体	海岸保全基本計画変更	40,000	令和5年度～令和7年度	気候変動を踏まえた、海岸保全施設の必要高さの見直し			
	合計		40,000					
関連ソフト施策		府下沿岸市町と連携して防災訓練(参集、施設操作情報伝達等)を年2回(9月、1月)行っている。						

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

(別記様式第2号)

### 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画総括表

都道府県名	大阪府	海岸管理者名	大阪市	計画期間	令和5年度～令和9年度
-------	-----	--------	-----	------	-------------

海岸名	施設名等	実施内容等	総事業費 (千円)		実施予定 期 間	備 考
			ソフト	ハード		
大阪港	堤防破堤防止	既設堤防の部材補強、液状化対策等 L=100m		400,000	R5～R6	
	海岸保全基本 計画の変更	気候変動による海面水位の上昇 を考慮した検討等	40,000		R5～R8	
	小 計		40,000	400,000		
合 計			40,000	400,000		ソフト費用/総事業費 = 0.1%

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、すべて記載すること。なお、本表に記載された海岸は別記様式第3号により海岸毎の事業計画書を作成すること。  
2 施設名等には、実施する項目（例えば、護岸破堤防止、ハザードマップ作成支援等）を記載すること。なお、ハザードマップ作成支援は、津波・高潮の別を明記する事（津波ハザードマップ作成支援）等）。  
3 実施内容等欄には、整備内容を簡潔に記載すること。 4 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。  
6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用（耐震調査等ハザードマップ作成支援経費）の割合を記載すること。  
7 海岸毎の事業計画については、別記様式3に詳細に記載すること。 8 上段の括弧書きは変更前を示す。

(別記様式第3号)

### 大阪港海岸 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所 管 名	大阪港	海岸管理者名	大阪市					
沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合 (%)					
大阪湾	大阪市 港区、大正区		昭和 41 年 3 月 31 日告示		国 50	都道府県 —	市町村 50	その他 —		
海岸の概要	大阪府は過去、台風による高潮の被害を数多く蒙ってきた。そのため早くから堤防の整備をすすめているが、近年、施設の老朽化が進んでいる。また、「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」において、海溝型地震の揺れによる地盤の液状化に伴い堤防が沈下することが示された。そのため、南海トラフ巨大地震による止水機能の低下が想定される堤防について、所定の機能を確保できるよう破堤防止対策を実施する必要がある。		被災歴		海岸背後地区の津波避難支援等に係る成果目標					
			昭和 19 年 12 月 昭和東南海地震	海岸 延長 ※ (km)	支援 人口 (人)	防護 面積 (ha)	その他の成果目標			
			昭和 21 年 12 月 昭和南海地震	59.7	557,000	3,360	ソフト対策とあわせハード対策を行うことで、南海トラフ巨大地震津波による被害を低減する。			
事業の概要	既設堤防への鋼矢板・鋼杭打設、コンクリート被覆、電気防食等による部材補強とともに、堤防直下の地盤改良等による液状化対策を組み合わせた破堤防止対策を講じていくことにより、津波又は高潮の堤内への侵入を防止し、人命の優先的な防護を推進する。		計画における位置付け		本市は「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 15 年 7 月 25 日施行)」によって「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定を受けている。また、大阪市地域防災計画〈震災対策編〉において、災害に強い『都市施設づくり』として、海岸保全施設の耐震化とともに、地震発生時における基本機能の確保が明記されている。					
計画の内訳	実施予定期間	令和 5 年度～令和 6 年度		計画総事業費	400,000 千円(うちソフト経費 0 千円)					
	施設名等	整備内容		事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性				
	堤防破堤防止	既設堤防の部材補強、液状化対策等 L= 100m		400,000	R5～R6	南海トラフ巨大地震津波対策のため				
	合計			400,000						
連携ソフト施策			—							

※：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

(別記様式第3号)

## 大阪港海岸 津波・高潮危機管理対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所 管 名	大阪港	海岸管理者名	大阪市			
沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合 (%)			
大阪湾	大阪市 此花区、港区、大正区、住之江区		昭和 41 年 3 月 31 日告示		国 50	都道府県 —	市町村 50	その他 —
海岸の概要			被災歴		海岸背後地区の津波避難支援等に係る成果目標			
大阪港においては、平成 14 年 8 月に海岸保全基本計画が策定された。その後、平成 26 年 6 月の海岸法の一部改正や平成 27 年 2 月の海岸保全基本方針の変更に伴い、海岸保全基本計画を変更してきた。 令和 2 年 7 月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」からの提言を踏まえ、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針の見直しを実施されたため、新たな海岸保全基本方針に基づき、海岸保全基本計画を変更する必要がある。			昭和 19 年 12 月 昭和東南海地震		海岸 延長 ※ (km)	支援 人口 (人)	防護 面積 (ha)	その他の成果目標
			昭和 21 年 12 月 昭和南海地震		59.7	557,000	3,360	—
事業の概要			計画における位置付け					
海岸保全施設について、気候変動による海面水位の上昇を考慮して、堤前波の算定、天端高の検証、耐波性能の照査、要対策箇所の抽出等の検討を実施し、新たな海岸保全基本方針に基づいて海岸保全基本計画を変更する。			海岸法第二条の三より、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならないとされている。また、海岸法第二条の三の 4 より、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとしてされている。					
計画の内訳	実施予定期間	令和 5 年度～令和 8 年度		計画総事業費	40,000 千円(うちソフト経費 40,000 千円)			
	施設名等	整備内容		事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性		
	海岸保全基本計画の変更	気候変動による海面水位の上昇を考慮した検討等		40,000	R5～R8	新たな海岸保全基本方針に基づき、海岸保全基本計画の変更が必要であるため		
	合計			40,000				
連携ソフト施策			—					

※：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。